

環境局における少額比較見積実施の取扱いについて

平成 27 年 7 月 31 日

大阪市環境局

1 少額比較見積の対象契約

環境局の発注する次の契約とする。ただし、単価契約は予定価格（単価）の額に予定数量を乗じた額が下記の金額に該当する契約とする。

- (1) 予定価格が 40 万円を超えない物品買入
- (2) 予定価格が 40 万円を超えない物品借入
- (3) 予定価格が 40 万円を超えない工事以外の請負契約
- (4) 予定価格が 100 万円を超えない業務委託（入札案件除く）

2 見積書を微取する相手方の選定

- (1) 本市入札参加有資格者名簿に登録のある者、または別表の物品 9 種目については、環境局が募集する「物品 9 種目比較見積微取事業者名簿」に登録のある者から優先して 2 者以上を選定することとする。選定に際しては、中小企業を優先し、特定の業者に偏ることのない様、比較見積を実施の都度見積微取の相手方を変更するよう努める。
- (2) 見積書を微取する相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者を選定するものとする。

3 見積書の様式

見積書の様式は、環境局所定の見積書（別紙 1 又は別紙 2）とする。

4 見積書微取の方法

見積書を微取する際は、予め作成した納期及び納入場所等の必要事項を記載した仕様書、見積書等を FAX または郵便、電子メール等で提示し、提出を求めるものとする。

5 見積書の無効

- (1) 見積書提出後、契約相手方の決定までに見積書を提出した者が大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定による停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合の見積りは無効とする。
- (2) 次のいずれかに該当する見積は無効とする。
 - ア 所定の日時までに所定の場所に提出されない見積
 - イ 見積書に記名のない見積
 - ウ 同一案件に対して 2 通以上の見積をした場合のそのすべての見積
 - エ その他見積に関する条件に違反した見積

6 契約の相手方の決定

- (1) 徴取した見積者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした相手を契約の相手方とするものとする。
- (2) 前項において、最低価格見積者が2者以上あるときは、減価交渉（再見積の徵取）し、契約相手方を決定するものとする。減価交渉の余地ない場合は、当該見積者にくじを引かせて、契約相手方を決定するものとする。

7 契約相手方決定の通知

契約の相手方が決定したときは、すみやかにその旨を当該見積者に通知する。

8 契約書等の提出

- (1) 契約の相手方に対して、契約書及び見積書に記名・押印のうえ提出を求めるものとする。その場合、仕様書等追加文書があるときは、添付のうえ割印をするものとする。ただし、契約規則第34条第1項及び第2項の規定により、契約書を省略する場合は、見積書をもって契約書に代用するものとする。
- (2) 比較相手方に対して、見積書に記名・押印のうえ提出を求めるものとする。ただし、予定価格が10万円以下の場合は、見積書の写しでも可能とする。

9 契約の締結

前条の規定により提出された契約書等をもって、決裁権者の承認を得た時点で契約の締結とする。

10 契約の解除

- (1) 契約相手方が決定後、契約締結までの間に、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、当該契約の締結は行わないものとする。
- (2) 契約締結後、契約履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

11 その他

環境局長が特に必要があると認められるときは、本取扱いと異なる取扱いをすることができる。

【別表】

物品供給等

登録種目		発注予定（参考）	その他
01	事務用品・機器	文房具全般	
04	印章品	ゴム印	
05	活版	パンフレット、ポスター	
23	家庭用電気機器	洗濯機、蛍光灯	
26	O A 機器・用品	プリンタ、トナーカートリッジ、インクカートリッジ	
33	石油類	作動油、ギヤオイル	ごみ収集車整備用に限る (南部環境事業センター 整備担当発注案件のみ)
36	自動車用品	自動車部品全般	
45	その他材料	塗料	
56	日用品類	ほうき、ごみ袋、トイレットペーパー、洗剤	

見積書提出期限	平成 年 月 日	午前 午後	時
---------	----------	----------	---

物品供給見積書

平成 年 月 日

大阪市 契約担当者 環境局長様

住所又は事業所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。

なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

見積金額	百万	千	円
契約金額	百万	千	円
<input type="checkbox"/> 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額	円		
<input type="checkbox"/> 免税事業者			

契約金額は、見積金額に当該金額の100分の8を上積みした額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。

記

物品名称			
納入期限	平成 年 月 日・契約後 日	納入場所	
明細書	品 名	形 状・寸 法・摘 要	数 量

(見積条項)

- 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 大阪市契約規則第28条第1項各号の1に該当する見積は無効とする。
- 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

本書のとおり契約を締結する。					支 出 科 目	年度	会計
1 契約方法 随意契約	2 契約保証金 <input type="checkbox"/> 契約金額の /100 以上 (金 円)	款					
地方自治法施行令 第167条の2第1項第 号	<input type="checkbox"/> 履行保証保険 <input type="checkbox"/> 免除	項					
用途		公 印 審 査	取扱責任者	文書主任		目	
摘要						節	
決 裁	局長	部長	課長	課長代理	係長	係員	細節
							起案 平成 . .
							決裁 平成 . .
							契約番号 第 号

○契約条項

(検査の時期)

1 大阪市（以下「発注者」という。）は、供給人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行う。
(契約代金の支払い時期)

2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から 30 日以内に契約代金を支払う。

(受注者の履行遅延の場合における損害金)

3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 56 条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。

(発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金)

4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

(契約保証金の帰属等)

5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。

(1) 大阪市契約規則第 38 条の規定による。

(2) 大阪市契約規則第 61 条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

(契約に関する紛争の解決方法)

6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

○暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

(1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

(2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

(3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならぬ。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかつたと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行ふことがある。

(8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要ないと判断した場合はこの限りでない。

○コンプライアンスに係る特記仕様書

(条例の遵守)

第 1 条 受注者及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第 2 条 受注者は、本契約について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（環境局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（環境局総務部総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(不当要求の取扱い)

第 6 条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（環境局総務部総務課）に報告しなければならない。

※環境局総務部総務課（連絡先：06-6630-3113）

（発注者：大阪市 受注者：請負者又は受託者）

○グリーン配達に係る特記仕様書

1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車を除く次の各号に定める自動車（以下「グリーン配達適合車」という。）を使用しなければならない。

(1) 低公害車

ア 天然ガス自動車 イ 電気自動車 ウ ハイブリッド自動車 エ 車両総重量が 3.5 トンを超える LPG 自動車

(2) ガソリン自動車

(3) LPG 自動車（ただし、第 1 号エに掲げるものを除く。）

(4) ディーゼル自動車

（注）「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。）

なお、物品配達業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配達適合車の使用を求める。

2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配達業務に使用する自動車がグリーン配達適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境管理課あてに行うこと。

ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1) 大阪府グリーン配達実施要綱に基づく大阪府グリーン配達適合車

(2) 神戸市グリーン配達ガイドラインに基づく神戸市グリーン配達適合車

3 本市に届出済みのグリーン配達適合車に、グリーン配達適合ステッカーを貼付すること。

4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配達適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配達に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境管理課自動車排ガス対策グループ

電話：06-6615-7965

見積書 提出期限 平成 年 月 日 午前 時 午後

収入印紙
契約の相手方
となった者は
貼付を要する

事業請負見積書

平成 年 月 日

大阪市 契約担当者 環境局長様

住所又は事業所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。

なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

見積金額	百万	千	円
契約金額	百万	千	円
<input type="checkbox"/> 課税事業者	うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額		
<input type="checkbox"/> 免税事業者			

契約金額は、見積金額に当該金額の100分の8を上積みした額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。

記

事業名称			
履行期限	平成 年 月 日・契約後 日	納入または 履行場所	
明細書	名称	形状・寸法・摘要	数量

(見積条項) 裏面のとおり

本書のとおり契約を締結する。

1 契約方法

随意契約

2 契約保証金

契約金額の /100 以上
(金 円)

地方自治法施行令

第167条の2 第1項第 号

履行保証保険

免除

用途			公印審査	取扱責任者	文書主任	支出科目	年度	会計
摘要							款	
決裁	局長	部長	課長	課長代理	係長	係員	項目	
							目	
							節	
							細節	
							起案	平成
								・
							決裁	平成
								・
							契約番号	第
								号

○見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第 28 条第 1 項各号の 1 に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

○契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については 14 日、その他の給付については 10 日以内に検査を行う。
（契約代金の支払い時期）
- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については 40 日、その他の給付については 30 日以内に契約代金を支払う。
（受注者の履行遅延の場合における損害金）
- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 56 条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。
（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）
- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。
（契約保証金の帰属等）
- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。
 - （1）大阪市契約規則第 38 条の規定による。
 - （2）大阪市契約規則第 61 条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

（契約に関する紛争の解決方法）

- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者が協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。
なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者が平等に負担する。

○暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- （1）発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- （2）発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- （3）受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- （4）受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- （5）第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- （6）受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契

約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- （7）受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

- （8）受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

- （9）発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要ないと判断した場合はこの限りでない。

○コンプライアンスに係る特記仕様書

（条例の遵守）

- 第 1 条 受注者及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならぬ。

（公益通報等の報告）

- 第 2 条 受注者は、本契約について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（環境局総務部総務課）へ報告しなければならない。

- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（環境局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

- 第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

- （公益通報に係る情報の取扱い）第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解消権）

- 第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないときは又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解消することができる。

（不当要求の取扱い）

- 第 6 条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（環境局総務部総務課）に報告しなければならない。

※環境局総務部総務課（連絡先：06-6630-3113）

（発注者：大阪市 受注者：請負者又は受託者）